

特定非営利活動法人北海道マンション管理士会会費等規則

第1条（目的）

この規則は、定款第7条第2項の規定に基づき、特定非営利活動法人北海道マンション管理士会の会費等について必要な事項を定める。

第2条（入会金）

入会金は次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 賛助会員 20,000円

第3条（年会費）

年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 18,000円
- (2) 賛助会員 30,000円

2 前項の規定にかかわらず、途中入会者の年会費は、入会承認月から3月までの分を月割り計算とする。

第4条（会費の納入）

年会費の納入は、事業年度開始1カ月以内の前納とする。

2 会費を滞納し、納入の督促に応じず、3カ月以上滞納した会員に対しては、理事会決定により、納入が完了するまでの期間、会員資格を停止することができる。

第5条（会費等の不返納）

既納の入会金及び年会費は、事情の如何を問わず返納しない。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 規則第3条第2項の計算例 例えば、年度途中の5月12日に入会を承認された正会員の場合、前納すべき年会費の額は、 $[\text{年会費}(18,000\text{円}) \div 12\text{ヶ月} \times 11\text{ヶ月} (5\text{月から3月までの月数})]$ の式で計算した額（この例の場合16,500円）となる。

3 この規則は、平成20年8月18日から施行する